

準委任契約

医療は「準委任契約」です。

物作りであれば壊れたから治してくれと言う事も有りますが

歯科医療の場合は人が相手ですので噛み合わせの不安定さ、心の状態、体全体のバランスその他で同じ事をやっても結果は皆違います。上記にも書きましたが医療は単なる物作りと違って、噛み合わせ全体、体全体、心の問題も含めてダイナミックなバランスを取っている、人間相手ですので「準委任契約」という位置づけをされています。当院では大学で学んだこと、その後の臨床で学んだこと、実際に拝見させて頂いた上でその時その時一番良いと思われる事をさせて頂いております。

<http://sizensika.sakura.ne.jp/fea.html>

の以下その他をよくご覧頂き実践して頂ければ幸いです。

●頻度と力

<http://sizensika.sakura.ne.jp/hiti/hiti.html>

●自分でかみ合わせを変える

<http://youtu.be/Urs2D2TE42Y>

●参考 <http://sizensika.sakura.ne.jp/ip/ip.htm>

●二人三脚の治療（原因を絶つ事が大切）

<http://www.youtube.com/watch?v=nxiI-knVod0>

●複雑な原因

<http://sizensika.sakura.ne.jp/fg/fg.htm>

まず自分で食いしばらない、こだわらない生き方が

出来る様に成る必要があります

● <http://sizensika.sakura.ne.jp/kj.html>

虫歯・歯周病の意味

<http://sizensika.sakura.ne.jp/dcpemean/mean.htm>

全てに意味がある

<http://sizensika.sakura.ne.jp/allm/allm.htm>

有るサイトより 医療安全相談窓口 よくある相談Q&A

●受診した病気が良くならないので治療費を払いたくない。

●病院（診療所）に行つて診療を受けることは、「医療契約（準委任契約）」に

あたります。

「医療契約」は、病気を診察・治療させることであつて、治癒することまでは含まれていません。

また、「医療契約」は患者が診察の申込みをし、医師が診療を開始したときに成立する「双務契約」ですので、医師と患者が互いに権利を有し義務を負います。

医師の義務・・・患者さんのために最善の治療を行うこと

患者の義務・・・医師の治療行為に対し医療費の支払を行うことつまり、医療行為を受ければ支払い義務が生じますので、

良くならないことを理由に支払い義務が免除されるものではありません。

●医療契約とは？

(1) 患者に医師あるいは医療機関が診療をし、これに対して患者が報酬の支払いをするを医療契約といい、

委任契約に準ずる契約（民法代656条・準委任）であるといわれている。

(2) 医療契約の内容は、現代医学の水準からいって、通常の医師がとりうる最も適切と思われる診療を委託する

ことをいう。（医療機関によって、水準は異なる）

(3) 治療すること自体が契約の目的であり、病気の治癒を契約の成果物としていない。